

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和三年八月十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 栗平川流域（吉野郡十津川村）
- 三 測量の期間 令和三年七月二十六日から令和四年二月二十八日まで